

緊急自動車運転資格審査実施要領の制定について（例規通達）

緊急自動車の運転資格の審査の実施について、別添の「緊急自動車運転資格審査実施要領」を制定し、令和29年3月12日から施行することとしたので適正な運用を図られたい。

別添

緊急自動車運転資格審査実施要領

1 趣旨

この実施要領は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第15条の2の規定により、富山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う緊急自動車（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「政令」という。）第13条第1項に規定する自動車をいう。）の運転資格の審査（以下「審査」という。）について必要な事項を定めるものとする。

2 審査の対象者

審査の対象は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第85条第5項から第10項までに定める年齢又は免許を受けていた期間（以下「免許経験年数等」という。）に達しない者で、緊急自動車を緊急用務のため運転しようとするものとする。

3 審査の申請

審査の申請は、審査を受けようとする者に係る緊急自動車の使用者（政令第13条第1項に規定する自動車を使用する者をいう。）を通じて別記様式第1号の「緊急自動車運転資格審査申請書」（以下「申請書」という。）を富山県警察本部交通部運転免許センター長（以下「運転免許センター長」という。）を経由して公安委員会に提出して行うものとする。

4 審査の日時及び場所

審査の日時は、公安委員会が指定した日時とし、審査の場所は、富山県警察本部交通部運転免許センター（以下「運転免許センター」という。）運転免許試験場の場内コース又は公安委員会が指定した場所において行うものとする。

5 審査官

審査を担当する者（以下「審査官」という。）は、規則第24条第8項の規定により公安委員会の指定を受けた警察職員をもって充てる。

6 審査用自動車

審査に用いる自動車は、別添1「審査用自動車の基準」によるものとする。

7 審査の内容

審査の内容は、別添2「審査の内容」のとおりとする。

8 審査実施上の留意事項

審査は、次に掲げる事項に留意して実施するものとする。

- (1) 他の技能試験と同時に並行して行わないこと。
- (2) 審査官及び審査を受ける者には、乗車用ヘルメットを着用させること。
- (3) 審査時には審査を受ける次番者を同乗させないこと。

- (4) 審査開始前、審査を受けようとする者に対して次の事項について指示すること。
 - ア 審査中における事故防止上の留意事項
 - イ 審査の内容
 - ウ 審査の判定基準及び中止基準
 - エ 審査コースの走行順路（実演走行は省略することができるものとする。）
- (5) 審査を受けようとする者の服装が運転に不適當な場合には、審査を延期すること。
- (6) 大型自動二輪車及び普通自動二輪車（以下「自動二輪車」という。）に係る審査は、普通自動車又は自動二輪車で追尾して行うこと。
- (7) 審査を終了した者に対しては、審査結果に基づいて必要な指導をすること。

9 審査の判定

- (1) 7の審査の内容に規定する履行条件のいずれかを履行できなかった者又は次のいずれかに該当した者は不合格とし、これらの不合格事由の生じた時点で審査を中止することができるものとする。
 - ア 右側通行した者
 - イ 脱輪した者
 - ウ 転倒した者
 - エ 審査官が危険防止のため補助した者
- (2) 上記不合格事由なしに全課題を履行した者について、合否の判定を行うものとする。
- (3) 判定の結果は、別記様式第2の「審査判定表」に記録するものとする。

10 審査の特例

地方公共団体の保有する消防用自動車（政令第13条第1項第1号及び同項第1号の3に規定する自動車をいう。）及び救急用自動車（政令第13条第1項第1号の2に規定する自動車をいう。）（以下「消防用自動車等」という。）に係る審査については、11から14までに定めるところにより、消防用自動車等を使用する消防機関の長（消防団にあっては市町村長をいう。以下同じ。）が実施する消防用自動車等の運転に必要な教習及び評定（以下「教習等」という。）並びに当該評定の結果に対する公安委員会の書面審査により行うことができるものとする。

11 教習実施者の指定

- (1) 消防機関の長は、10に規定する教習等を行おうとする場合は、別記様式第4の「緊急自動車教習実施者指定申請書」に、審査に係る教習及び評定に係る教習計画を記載した計画書（以下「教習計画書」という。）を添えて運転免許センター長を經由して公安委員会に提出し、教習実施者の申請を行うこと。
- (2) 公安委員会は、(1)の申請を受けた場合で、当該申請にかかる教習計画

書が12の(1)及び12の(2)に定める内容を満たしていると認めるときは、当該申請を行った消防機関の長に対し、別記様式第5の「緊急自動車教習実施者指定書」を交付し、教習実施者として指定するものとする。

12 教習計画書の内容等

- (1) 教習計画書の内容は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。
 - ア 教習を実施する時間は、5時間以上であること。
 - イ 評定を行う場所は、消防学校、消防本部等の消防関連施設の屋外訓練場等で別添2に規定する課題の設定が可能であり、13の(1)の評定を行うことができる場所であること。
- (2) 教習計画書に記載する内容は次に掲げる事項とする。
 - ア 教習の科目、時間、場所及び方法
 - イ 教習担当職員の官職、氏名及び免許歴
 - ウ 評定の場所
 - エ 評定担当職員の官職、氏名及び免許歴
 - オ 教習対象者の範囲、年間教習予定人員及び年間教習予定回数
- (3) 教習実施者は、教習計画に変更を生じたときは、速やかに公安委員会に届け出るものとする。

13 教習及び評定の実施

- (1) 教習実施者は、教習計画に基づいて実施した教習の終了後、当該教習を受けた者の運転技能について、6から9までの規定に準じた方法により評定を行うものとする。
- (2) 教習実施者は、(1)による評定を行ったときは、評定を受けた者全員の評定結果について別記様式第6の「緊急自動車教習実施結果通知書」を作成し、評定合格者に係る別記様式第1の「緊急自動車運転資格審査申請書」とともに、運転免許センター長を経由して公安委員会に提出するものとする。

14 公安委員会の審査

公安委員会は、緊急自動車教習実施結果通知書に基づいて書面審査を行い合否を判定するものとする。

15 運転免許証への記載等

- (1) 審査に合格した者については、その者の運転免許証の備考欄の最下段に「緊急車（中型）運転可〇年〇月〇日富山県公委」の例による記載を行うとともに、申請書にその旨を記録して保存しておくものとする。

なお、オートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構がとられており、クラッチの操作装置を有しない自動車（以下「AT車」という。）を使用して審査に合格した者については、AT車以外の自動車（以下「MT車」という。）である緊急自動車を緊急用務のために運転することはできず、運転免許証の備考欄の最下段には「緊急車（普通（AT車に限る））運転可〇〇年〇月〇日〇〇公委」の例による記

載を行うものとする。この場合において、たとえ当該緊急自動車に対応する免許に付されているAT車に限る旨の条件が解除されたとしても、免許経験年数等に達するまでの間又は改めてMT車を使用して審査に合格するまでの間は、MT車の当該緊急自動車を緊急用務のために運転することはできないことに留意すること。

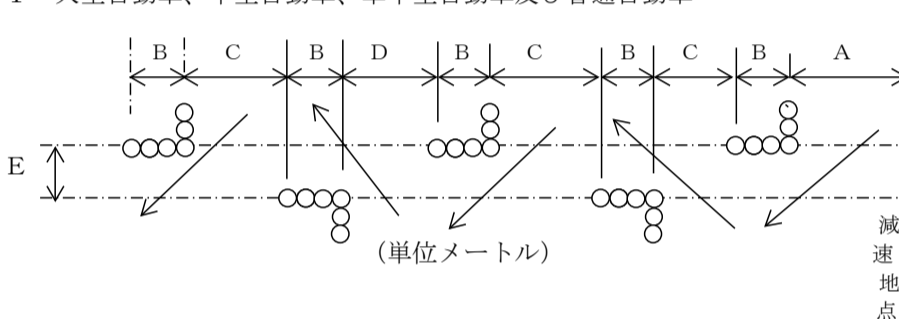
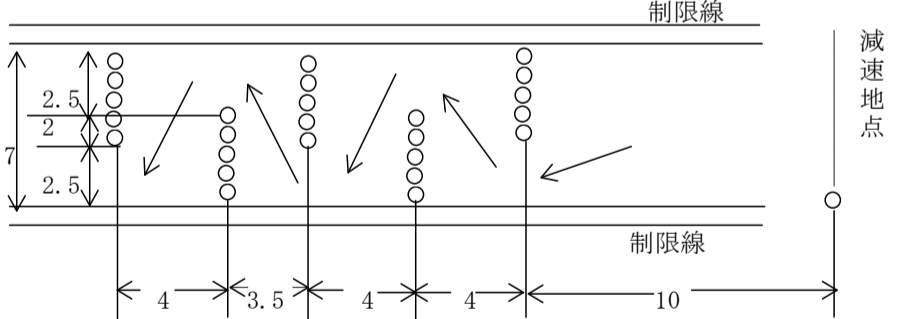
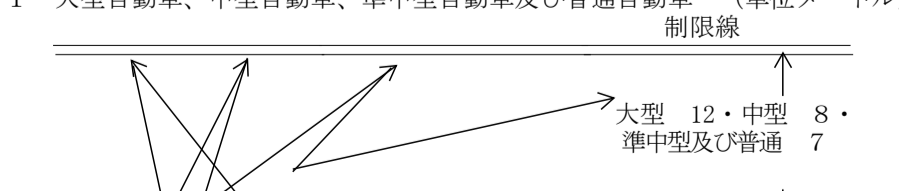
- (2) 審査に合格した者が運転免許証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損するなどしたため運転免許証の再交付を受け、上記記載を必要とする場合は、公安委員会において事実を確認の上、この記載を行うものとする。この場合において、公安委員会がその者について審査を行った都道府県公安委員会（以下「審査公安委員会」という。）と異なるときは、その者に係る緊急自動車の使用者を通じて別記様式第3「緊急自動車運転資格記載申請書」を提出させ、運転免許センター長において当該審査を行った公安委員会に電話等で審査の事実を確認の上、「緊急車（中型）運転可〇〇年〇月〇日（〇〇（審査公安委員会に係る都道府県名）公委）富山県公委」の例による記載を行うものとする。
- (3) 審査を受けていない者で緊急自動車を緊急用務のため運転する資格を有するものが運転免許証にその旨の記載を必要とする場合は、その者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に対し、その者にかかる緊急自動車の使用者を通じて別記様式第3「緊急自動車運転資格記載申請書」を提出させ、運転免許センター長において、事実を確認の上、「緊急車（普通・大自二）運転可（無審査）〇〇年〇月〇日富山県公委」の例による記載をするものとする。

別添 1

審査用自動車の基準

運転しようとする緊急自動車	審査用自動車	備 考
大型自動車	最大積載量 10,000 キログラム以上で、長さが 11.00 メートル以上 12.00 メートル以下、幅が 2.40 メートル以上 2.50 メートル以下、軸距が 6.90 メートル以上 7.20 メートル以下の車軸を 3 軸以上有する大型自動車	原則として、補助ブレーキを有するものであること。
中型自動車	最大積載量 5,000 キログラム以上 6,500 キログラム未満で、長さが 7.00 メートル以上 8.00 メートル以下、幅が 2.25 メートル以上 2.50 メートル以下、軸距が 4.10 メートル以上 4.40 メートル以下の中型自動車	
準中型自動車	最大積載量 2,000 キログラム以上 4,500 キログラム未満で、長さが 4.40 メートル以上 4.90 メートル以下、幅が 1.69 メートル以上 1.80 メートル以下、軸距が 2.50 メートル以上 2.80 メートル以下、前輪輪距が 1.30 メートル以上の準中型自動車	
普通自動車	長さが 4.40 メートル以上 4.90 メートル以下、幅が 1.69 メートル以上 1.80 メートル以下、軸距が 2.50 メートル以上 2.80 メートル以下、輪距が 1.30 メートル以上の普通自動車	
大型自動二輪車	総排気量 0.700 リットル以上の大型自動二輪車（当分の間、A T 車にあつては、総排気量 0.600 リットル以上のもの）	
普通自動二輪車	総排気量が 0.300 リットル以上の普通自動二輪車	
小型限定普通自動二輪車	総排気量が 0.090 リットル以上 0.125 リットル以下の普通自動二輪車	

審査の内容

課 題	課題の設定	課題の履行条件	回数																																																
幹線コース及び周回コースの走行	周回コース 外回りとする。																																																		
	指示速度による走行 周回コースに区間を指定するとともに、その区間において達すべき合理的な速度を指示する。	指定区間内で指示速度に達するよう走行すること。	1																																																
	周回カーブの走行 指示速度による走行の直後のカーブを含め、周回コースの4カ所のカーブを指定する。	安定したブレーキ操作及びハンドル操作をすること。	4																																																
	交差点の右左折 1 右左折は、明確な進路変更を行うことができる道路幅員及び区間を設定して行わせる。 2 交差点の信号機の灯火は消灯する。	進路変更及びこれに伴う安全確認、合図並びに右左折に伴う合図、安全確認及び徐行をすること。	右左折各2																																																
指定場所における一時停止	一時停止は、右左折の課題とする交差点以外の場所で行わせる。	停止線の直前での停止及び交差点の安全確認をすること。	2																																																
障害物間の通過	<p>1 大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車</p>  <table border="1" data-bbox="462 1454 1134 1751"> <thead> <tr> <th>種別 \ 区間</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大型自動車</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>12</td> <td>11</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>中型自動車</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>8</td> <td>7</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>準中型自動車</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>普通自動車</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(単位メートル)</p> <p>2 自動二輪車 (単位メートル)</p>  <p>3 上記コースの条件 (1) 障害物はロードコン(高さおおむね0.7メートル)を用いて設けるものとし、その間隔はロードコンの中心から中心までを1メートルとする。 (2) 減速地点には、目標物としてロードコンを設けるものとする。 (3) 制限線は、コースの縁石をもってあてることができる(以下「直線路における転回」において同じ。)</p>	種別 \ 区間	A	B	C	D	E	大型自動車	10	3	12	11	1	中型自動車	10	3	8	7	1	準中型自動車	10	3	6	5	1	普通自動車	10	3	6	5	1	<p>1 減速地点の直前のギア及び速度は次のとおりとすること。ただし、AT車については、チェンジレバー等をDの位置とし、ギアの指示はしないこととする。</p> <table border="1" data-bbox="1323 1127 1785 1335"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>ギア</th> <th>速度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大型自動車</td> <td>4速</td> <td>おおむね40キロメートル毎時</td> </tr> <tr> <td>中型自動車</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>準中型自動車</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>普通自動車</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>自動二輪車</td> <td>4速以上</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>(指示したギア及び速度になっていない場合は、1回に限りやり直しをさせること。)</p> <p>2 障害物の間を通過し終えるまで障害物に接触し、又は停止(エンストを含む。)しないで走行すること。</p> <p>3 自動二輪車にあつては、両側の制限線の内側を足をつかずに走行すること。</p>	種別	ギア	速度	大型自動車	4速	おおむね40キロメートル毎時	中型自動車	〃	〃	準中型自動車	〃	〃	普通自動車	〃	〃	自動二輪車	4速以上	〃	1
種別 \ 区間	A	B	C	D	E																																														
大型自動車	10	3	12	11	1																																														
中型自動車	10	3	8	7	1																																														
準中型自動車	10	3	6	5	1																																														
普通自動車	10	3	6	5	1																																														
種別	ギア	速度																																																	
大型自動車	4速	おおむね40キロメートル毎時																																																	
中型自動車	〃	〃																																																	
準中型自動車	〃	〃																																																	
普通自動車	〃	〃																																																	
自動二輪車	4速以上	〃																																																	
	<p>1 大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車 (単位メートル)</p>  <p>制限線</p> <p>大型 12・中型 8・準中型及び普通 7</p>	<p>1 大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車にあつては、両側の制限線の内側で3回以下の切り返しによって転回すること。</p> <p>2 自動二輪車にあつては、制限線の内側で片足を1回つき停止しないで転回すること。</p> <p>3 大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車にあつては切返しの都度、自動</p>																																																	

